

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 1月 1日

申請者 フリガナ 株式会社 大阪水道総合サービス

住所 〒545-0051

大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号

代表者氏名 代表取締役 松本 広司

電話番号 06-6633-1100

FAX番号 06-6633-1120

メールアドレス soumu@owgs.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 11月 1日

申請者 氏名又は名称
株式会社 大阪水道総合サービス
住 所 〒545-0051
大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目
2番7号

代表者 氏名
マツモト ヒロシ
代表取締役 松本 広司
電話番号 06-6633-1100

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 マツモト ヒロシ 松本 広司	監査役 行 久美 井出 久美
専務取締役 カワチ タケヒコ 川内 武彦	
常務取締役 ニシザキ ケンジ 西崎 健二	
取締役 タチ 喜多 ツバ 常夫	
事業の範囲	水道施設及びそれらに付随する施設の管理及び運営ほか
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 大阪水道総合サービス
上記事業所の所在地	郵便番号 534-0021 住所 大阪府大阪市都島区都島本通3-15-13 電話番号 06-7493-2664 FAX番号 06-7493-2664 メールアドレス kyusui-setsubi@owgs.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
村橋 伸明	第295969号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 6年 11月 1日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	塩ビパイプカッター 〔金切り刃〕	LFX-20-099	5	
管の加工用の機械器具	やすり 〔パイプねじ切り盤〕		3	
管の接合用の機械器具	トーチランプ ウォーターポンププライヤ 〃 〃 コーナーレンチ 縦型モーターレンチ 片口ラチエットレンチ	ガスボンベ式 250mm 用 300mm 400mm AD450 MFTN68A RH24	2 15 10 5 8 5 8	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	T50KP	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 11月 1日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大阪水道総合サービス

住 所 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目

2番7号

代表者氏名 代表取締役 松本 広司

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス

会社法人等番号	1200-01-130775	
商 号	株式会社大阪水道総合サービス	
本 店	大阪市中央区大手前一丁目7番31号	平成21年12月28日移転 ----- 平成21年12月28日登記
	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号	平成27年 8月24日移転 ----- 平成27年 8月24日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載して行う。	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://www.owgs.co.jp/management/financial/images/h27_pn.pdf	平成28年 6月24日設定 ----- 平成28年 6月30日登記
会社成立の年月日	平成20年4月16日	
目的	(1) 水道施設及びそれらに付随する施設の管理及び運営 (2) 水道施設及びそれらに付随する施設の設計及び監理 (3) 水道施設の調査及び診断 (4) 水道法第34条の2第2項による簡易専用水道の検査機関としての業務 (5) 水道に関する窓口受付業務 (6) 水道メータの計量及び水道料金等の収納 (7) 水道に関するシステムの保守及び運用管理 (8) 災害情報システムの保守及び運用管理 (9) 水道に関する研修及び知識の普及啓発 (10) 労働者派遣事業 (11) 水道に関する調査、研究及び開発 (12) 災害発生時における水道事業に関する応援活動支援業務 (13) 前各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6800株	
資本金の額	金8500万円	平成21年 3月 1日変更 ----- 平成21年 3月 2日登記

大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式については、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには取締役会の承認を要するものとする。	
役員に関する事項	取締役 <u>喜多常夫</u>	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 6月26日登記
	取締役 <u>喜多常夫</u>	令和 4年 6月24日重任 ----- 令和 4年 6月28日登記
	取締役 <u>喜多常夫</u>	令和 6年 6月25日重任 ----- 令和 6年 6月28日登記
	取締役 <u>岡崎晴雄</u>	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 6月26日登記
		令和 3年 3月31日辞任 ----- 令和 3年 4月12日登記
	取締役 <u>川内武彦</u>	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 6月26日登記
		令和 4年 3月31日辞任 ----- 令和 4年 4月 4日登記
	取締役 <u>山本博章</u>	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月12日登記
		令和 4年 6月24日退任 ----- 令和 4年 6月28日登記
	取締役 <u>尾原正史</u>	令和 4年 4月 1日就任 ----- 令和 4年 4月 4日登記
	取締役 <u>尾原正史</u>	令和 4年 6月24日重任 ----- 令和 4年 6月28日登記
		令和 5年 3月31日辞任 ----- 令和 5年 4月 4日登記

大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス

取締役	西崎 健二	令和 4年 6月24日就任
	西崎 健二	令和 4年 6月28日登記
取締役	川内 武彦	令和 6年 6月25日重任
	川内 武彦	令和 6年 6月28日登記
取締役	松本 広司	令和 4年 6月24日就任
	松本 広司	令和 4年 6月28日登記
奈良県香芝市旭ヶ丘五丁目12番地19 代表取締役	川内 武彦	令和 6年 6月25日重任
	川内 武彦	令和 6年 6月28日登記
大阪府高槻市弥生が丘町12番18号 代表取締役	尾原 正史	令和 4年 3月31日退任
	尾原 正史	令和 4年 4月 4日登記
大阪府高槻市弥生が丘町12番18号 代表取締役	尾原 正史	令和 4年 4月 1日就任
	尾原 正史	令和 4年 4月 4日登記
大阪府高槻市千代田町1番1-112号 代表取締役	松本 広司	令和 4年 6月24日重任
	松本 広司	令和 4年 6月28日登記
大阪府高槻市千代田町1番1-112号 代表取締役	松本 広司	令和 5年 3月31日退任
	松本 広司	令和 5年 4月 4日登記
大阪府高槻市千代田町1番1-112号 代表取締役	松本 広司	令和 5年 4月 1日就任
	松本 広司	令和 5年 4月 4日登記
大阪府高槻市千代田町1番1-112号 代表取締役	松本 広司	令和 6年 6月25日重任
	松本 広司	令和 6年 6月28日登記

大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス

	監査役 井出久美	令和2年 6月25日重任 令和2年 6月26日登記
	監査役 井出久美	令和6年 6月25日重任 令和6年 6月28日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、取締役の会社法第423条第1項に定める責任につき、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p> <p>2. 当会社は、監査役の会社法第423条第1項に定める責任につき、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p>	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	設立	平成20年 4月16日登記



大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年10月29日
大阪法務局天王寺出張所
登記官

大 谷 邦 彦



株式会社大阪水道総合サービス定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社大阪水道総合サービスと称し、英文では、Osaka Water General Service Co., Ltd と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水道施設及びそれらに付随する施設の管理及び運営
- (2) 水道施設及びそれらに付随する施設の設計及び監理
- (3) 水道施設の調査及び診断
- (4) 水道法第34条の2第2項による簡易専用水道の検査機関としての業務
- (5) 水道に関する窓口受付業務
- (6) 水道メータの計量及び水道料金等の収納
- (7) 水道に関するシステムの保守及び運用管理
- (8) 災害情報システムの保守及び運用管理
- (9) 水道に関する研修及び知識の普及啓発
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 水道に関する調査、研究及び開発
- (12) 災害発生時における水道事業に関する応援活動支援業務
- (13) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

(機関の構成)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、監査役及び取締役会を設置する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社が発行することができる株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式については、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには取締役会の承認を要するものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 株式を当会社以外の者から取得した者（以下「株式取得者」という。）が株主名簿記載事項を株主名簿への記載又は記録を請求するには、当会社所定の様式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般継承人と共同して、署名又は記名押印のうえ提出しなければならない。

ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の同意をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合にはその日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び招集権者)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を有する各株主に対し招集通知を発するものとする。

ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

(株主総会の議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第14条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会の決議等の省略)

第15条 株主総会の決議は、取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使できるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事は、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以上7名以内とし、監査役は1名とする。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 取締役及び監査役の選任は、第13条第1項の決議によって行い、取締役の選任については累積投票の方法によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を選定し、当該代表取締役をもって社長とする。

2 前項に定めるもののほか、取締役会の決議により、必要に応じて取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。

(業務執行)

第 21 条 社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を総括し、他の取締役は社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役及び監査役の報酬等)

第 22 条 取締役及び監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会において定める。

(取締役及び監査役の責任免除)

第 23 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第 425 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第 425 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

3 当会社は、取締役の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。

4 当会社は、監査役の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。

第 5 章 取締役会

(取締役会の招集及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印し、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 30 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

この定款は平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和6年11月1日

株式会社 大阪水道統合サービス

代表取締役 松本 広司



大阪府大阪市阿倍野区旭町

-丁目2番7号

第二九五九六九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

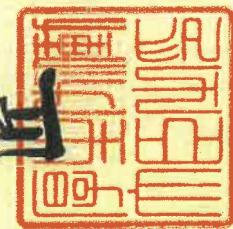
氏名 村橋伸明

昭和四十五年十二月二十四日生

水道法(昭和二年法律第四百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

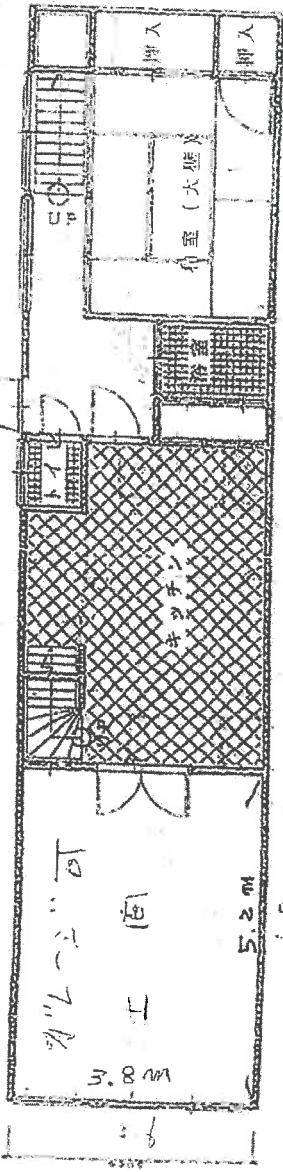
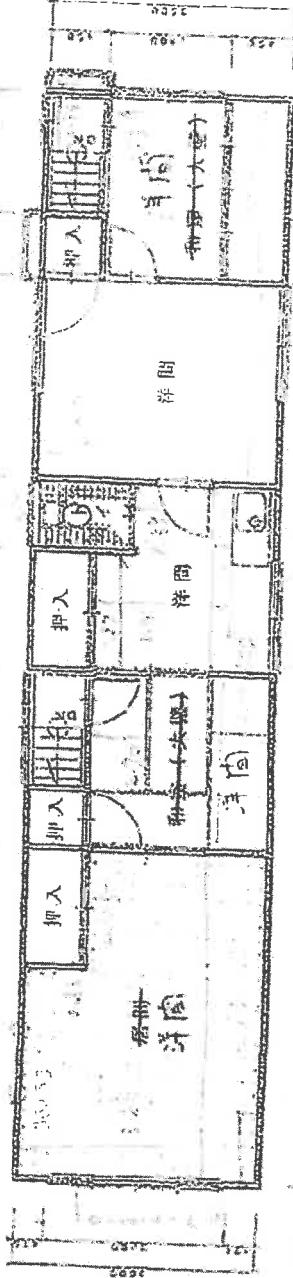
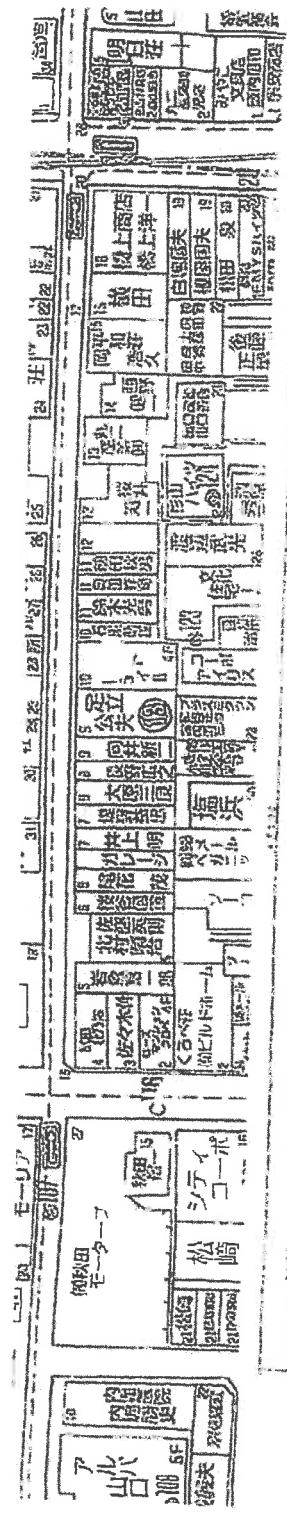
平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本



大阪市都島区都島本通 3-15-13





函数和平面

穀田邸貨住居1階平面圖





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 / / 月 / 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 大阪水道総合サービス

住所 〒545-0051

大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号

代表者氏名 代表取締役 松本 広司

電話番号 06-6633-1100

FAX番号 06-6633-1120

メールアドレス soumu@owgs.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 1月 1日

届出者

氏名又は名称 株式会社 大阪水道総合サービス
住 所 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2
番7号
代表者氏名 代表取締役 松本 広司

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 大阪水道総合サービス	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
村橋 伸明	第295969号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二九五九六九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 村橋伸明

昭和四十五年十二月二十四日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本直

